

「知的財産推進計画2011」の策定に向けた 意見募集の結果

2011年3月
知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略本部では、新成長戦略と連動し、本年前半に「知的財産推進計画2011」を策定するべく検討を進めており、意見募集を行った。

その結果は、以下のとおり。

1. 募集期間

2011年1月17日（月）～2月7日（月）

2. 募集方法

首相官邸ホームページへの掲載を通じて周知し、電子メール、郵送及びFAXにより、広く意見募集を行った。

3. 募集テーマ

「知的財産推進計画2011」の策定に当たり、「知的財産推進計画2010」について見直すべき点や新たに盛り込むべき政策事項等について。

4. 提出された意見

合計59件（うち法人・団体から35件）

5. 主な意見の概要

主な意見の概要は別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった法人・団体 (五十音順)

旭化成株式会社

一般社団法人 インターネットユーザー協会

一般社団法人 コンピュータエンターテインメント協会

一般社団法人 日本音楽出版社協会

一般社団法人 日本音楽著作権協会

一般社団法人 日本レコード協会

一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン

財団法人 デジタルコンテンツ協会

財団法人 バイオインダストリー協会

札幌・北海道コンテンツ戦略機構

社団法人 衛星放送協会

社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

社団法人 情報サービス産業協会

社団法人 電子情報技術産業協会

社団法人 日本映像ソフト協会

社団法人 日本民間放送連盟

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

障害者放送協議会著作権委員会

スカパーJSAT 株式会社

知的財産人材育成推進協議会

知的財産戦略ネットワーク株式会社

東京商工会議所

徳島大学医学部

特許業務法人 オンダ国際特許事務所

日本製薬工業協会／知的財産委員会

日本製薬団体連合会

日本知的財産協会

日本弁理士会

日本弁理士会 東海支部 知財政策検討委員会

日本マイクロソフト株式会社

ビジネス ソフトウェア アライアンス

弁護士知財ネット

三菱化学株式会社

有限会社バリアフリー

(注) 法人・団体については、名称を公表することを明記して、意見募集を行った。

なお、1法人・団体は匿名を希望しているため、名称を掲載していない。

(別紙)

主な意見の概要

目 次

I. 総論	5
II. 戦略 1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化	6
III. 戦略 2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進	
1. コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する	7
2. 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する	8
3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する	8
4. その他	15
IV. 戦略 3 知的財産の産業横断的な強化策	
1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す	15
2. 产学共創力を世界最高水準に引き上げる	17
3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する	18
4. 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する	20

I. 総論

【意見募集】

- ・意見募集の結果は全文公表し、国民からの意見が計画にきちんと反映されているか検証できる形で公表すべき。また、集まった意見は会議メンバーにも尊重してもらいたい。(個人)
- ・意見募集は、知財関係ステークホルダーのみならず、広く国民の意見を反映するシステムとして運営されることを望む。(個人)

【知的財産戦略の推進】

- ・政府が引き続き、知的財産権の創造・保護・活用を重視する知的財産立国構想を堅持・推進することを期待する。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・「知的財産推進計画」という名称だが、実際には「『規制』推進計画」といえる内容である。(個人)
- ・相互に連携する重要立国政策との関係を含め、国家戦略の全体像を俯瞰し、その中の知的財産戦略の位置付けを明確にして、国益最大化を図るための政策提言が必要。(個人)

【専門家の参加】

- ・技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が公的な議論に参加する必要がある。(一般社団法人インターネットユーザー協会、個人)
- ・技術士は科学技術に関する高度な知識と応用能力を持った者であり、技術士を科学技術関連の施策に盛り込んだり、有識者会議に日本技術士会を活用するべき。(個人)
- ・委員の構成が、本当の意味での専門家が入っているとは思えない。(個人)

【知的財産専門家認定の資格】

- ・著作権の専門家を認定する国家資格があるとよい。(個人)
- ・特許情報の専門家を認定する国家資格があるとよい。(個人)
- ・技術士の選択科目に「知的財産管理」があるとよい。(個人)
- ・外国の知的財産専門資格を日本国内で受験できる制度が構築されるとよい。(個人)

【人材育成】

- ・知財を担う人材を育成するため、全国共通の「知財教育センター」を主たる大学に設置するとよいのではないか。(個人)
- ・我が国に、標準化を含めた知的財産マネジメントを熟知した事業マネジメント人材がどの程度存在するのか、現状・実態の把握を行うべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・知的財産の専門知識を有する専門人材を、事業マネジメントと一体となった知的財産マネジメントを実施しうる能力を備えた知的財産プロデューサへと育成することを検討すべき。また、当該プロデューサへ助言できるオールジャパンの高度専門人材ネットワークについても早急に立ち上げるべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・初等中等教育段階及び大学等における知財教育の円滑な実施に向けた教材や教育ツ

- ールの整備、教員の育成・確保を進めるべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・知財専門職大学院が知財人材の育成に関して果たすべき役割・機能について再整理する必要がある。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・司法試験選択科目として、知的財産法を選択しやすい環境を整備し、知的財産権に精通する弁護士の育成を行うべき。(知的財産人材育成推進協議会)

【その他】

- ・東京中心ではなく、産業ごとに、ターゲットとする国に応じた魅力ある地域にクリエイティブ産業基地を構築すべき。(札幌・北海道コンテンツ戦略機構)
- ・製薬企業から医療関係者に対する医薬品の適正使用に必要な情報提供の際の著作権法上の問題、及び、医療関係者が必要な情報を自ら取得できる体制の整備について、検討の再開を求める。(日本製薬団体連合会、日本製薬工業会 知的財産委員会)
- ・キャラクターの商品をめぐる問題について、著作権法、意匠法の両面から検討すべき。(個人)
- ・多様な障害者の視点を加え、実証実験やその評価に障害者を参加させることが必要。(個人)

II. 戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

- ・「世界市場の獲得」を達成するためには、日本が目指すビジョンが、国内及びターゲットとなる市場のキーパーソンに関心を持たれることが必要である。(匿名希望の法人・団体)
- ・国際標準化戦略は政府だけでなく、官民一体となって進める体制を構築すべき。(日本知的財産協会)
- ・国際標準化に関する個別の支援策の情報や人材育成プログラムの内容などの開示を求める。(日本知的財産協会)
- ・国内外の標準化に関する最新動向等の情報提供を強化すべき。(東京商工会議所)
- ・国際会議参加に係る助成制度の拡充や助成対象範囲を拡大すべき。(東京商工会議所)
- ・国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントの普及啓発活動及び国際標準化人材の育成を大幅に拡充すべき。(東京商工会議所)
- ・公共性の高い規格に関して規格必須特許を保持する者又はその継承者が規格実施者に対し規格策定後に差止請求権を武器に法外な特許実施料の請求をする場合の対策の検討をお願いしたい。(日本知的財産協会)
- ・3D映像について、制作ツールや、安全性・快適性を合わせた品質基準等が国際標準となるよう働きかけることが必要である。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- ・「世界最先端の3D産業国家」の実現に向け、品質基準等が国際標準となるよう働きかけることが肝要。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- ・先端医療分野については、薬事法等により規定される商品の国際規格と矛盾のない形で国際規格を制定すべき。(個人)

III. 戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

1. コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する。

※目標指標

- ・アジア市場の獲得を目標に掲げるにあたり、ASEAN 諸国を含むアジアの市場規模を把握する必要があるのではないか。(財団法人デジタルコンテンツ協会)

(1) コンテンツの海外展開を支援し、海外に流通拠点を築く。

- ・海外における流通経路の確保については、政府による積極的な推進と、事業者への迅速な情報公開を望む。(日本民間放送連盟)
- ・コンテンツの海外展開には、著作権保護とビジネス振興とを一体のものとして推進する、総合的な支援策が重要である。(一般社団法人日本音楽出版社協会)
- ・官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援の強化、各国のコンテンツに関する情報提供を強化すべき。(東京商工会議所)
- ・インターネット上での国境を越えたコンテンツ流通の促進のためには、簡便な権利処理を可能とする集中管理団体の設立に対する支援が必要。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・主要諸外国の大使館内に音楽専門担当者を置き、各国の音楽関係者とライセンスアウトに意欲的な日本の音楽レーベルとの関係強化を推進するべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・コンテンツのライセンスアウトのため、省庁を横断した機関を創設すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・主要国に、オールジャパンコンテンツの情報センターを設置すべき。(一般社団法人日本レコード協会)

(2) 海外から資金・制作を呼び込み、協働する仕組みを構築する。

- ・海外留学生の受け入れ態勢や、「特区」などの構想をターゲットとする市場に広く知らしめるアクションプランが必要。(匿名希望の法人・団体)
- ・我が国を口ケ地として選択しやすくするため、映画作製者に対する協力ガイドラインの作成や映画作製費の優遇措置などを講ずるべき。(日本弁理士会)
- ・魅力あるコンテンツの発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッショングの推進について、積極的な支援・協力をを行うべき。(東京商工会議所)

(3) 世界に対し、日本のポップカルチャーを総合的に発信する。

- ・「国際ドラマフェスティバル」は日本の放送コンテンツの海外発信に大きな実績があり、コ・フェスタとともに政府一体となって支援すべきであり、事業仕分け等の対象にすべきではない。(日本民間放送連盟)
- ・更なる外国人観光需要の獲得のため、コンテンツの発信が起点となって外国人観光客が増加した事例について、その経済波及効果等を早急に調査し、数値化する必要がある。また、調査結果をもとに、地域の地方自治体等が一体となって次のプロジェクトにつなげていくことが重要である。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- ・国家プロジェクトとして、地域の観光・経済の活性化に貢献するナビゲーションシステム等のインフラ面の整備を急ぐ必要がある。(財団法人デジタルコンテンツ協会)

会)

海外のユーザーが日本の音楽・コンテンツに触れる機会を増大させ、成功例を積み重ねることが重要。(一般社団法人日本レコード協会)

・東京国際アジアミュージックマーケットは、音楽コンテンツのライセンスアウトの推進の柱となっており、引き続き支援をお願いしたい。(一般社団法人日本レコード協会)

・海外主要都市において、日本人アーティストが定期的にコンサート・ライブを開催できるよう、継続的な支援をお願いしたい。(一般社団法人日本レコード協会)

(4) 外交強化により、アジア市場を拡大する。

・諸外国におけるコンテンツ規制の緩和については、日本のコンテンツ流通を阻害している規制の撤廃などを積極的に推進することを望む。(日本民間放送連盟)

・ASEAN 諸国を含むアジア全体のビジネス情報基盤を整備する必要がある。(財団法人デジタルコンテンツ協会)

・外国製の表現作品に対する様々な規制が存在する国について、コンテンツを対象に含む自由貿易協定(FTA)締結に向けた協議を進めるべき。(財団法人デジタルコンテンツ協会)

2. 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。

(1) 制作・発表の機会を積極的に創出する。

・教育現場における著作権の権利制限について、e-learning 等を用いた新たな教育のあり方に適応するよう、簡便な著作権処理の枠組み等に関し、官民連携による早急な解決が必要。(日本マイクロソフト株式会社)

・特別な支援を必要とする児童生徒に有効なコンテンツの開発と整備は喫緊の課題。また、コンテンツの技術的保護手段が障害者のアクセスを妨げることのないよう、著作権制度を整備するべき。(障害者放送協議会著作権委員会)

・地域発コンテンツ製作支援の強化については、政府による積極的な推進と、事業者への迅速な情報公開を望む。(日本民間放送連盟)

(2) 海外から日本コンテンツ発信の担い手となる人材を呼び込みつつ、世界に通用する人材を育てる。

・コンテンツ産業を支える人材の育成支援を強化すべき。(東京商工会議所)

(3) クリエーターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創造活動を促進する。

・ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成については、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、支援すべき。(日本民間放送連盟)

・パロディなどの二次創作は、それ自体高い文化的意義・価値を有する独自の創作たり得るものであり、文化の発展を本来の目的とする著作権法によって完全に封殺されるべきものではない。(個人)

・二次創作に関するルールについて、コンテンツ業界を衰退させる可能性があるため、現時点では明確化する必要はない。(個人)

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

(1) コンテンツのための新たなメディアを創出する。

- ・優れたコンテンツ創出のため、コンテンツ制作に対する税制面等での支援を支給検討すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)

(2) コンテンツの電子配信を進める。

【放送番組の電子配信について】

- ・放送番組の電子配信の促進のため、民間による権利処理一元化の取組に対する財政支援の強化を望む。(日本民間放送連盟)
- ・3Dをはじめとする先進的なコンテンツ制作を支援する取組を強化すべき。(スカパーJSAT株式会社)
- ・3Dコンテンツを充実させるため、3D映像制作の人材育成が急務である。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- ・「世界最先端の3D産業国家」の実現に向け、3D映像制作の人材育成を含む総合的な戦略のもとで関係府省の連携による横断的なサポートを強く期待する。(財団法人デジタルコンテンツ協会)
- ・電子書籍の貸出については、民間業界に任せるべき。(個人)
- ・国会図書館でデジタル化した資料の有効活用を早期に図ることが必要。(個人)

(3) 日本初のプラットフォームを生み出すとともに、プラットフォームとコンテンツとの適切なバランスを確保することにより、ユーザーの利便性を確保する。

- ・該当なし

(4) 電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす。

【ACTA】

- ・早期発効・加盟国拡大により、国際的に実効性のあるコンテンツ保護政策が推進されることを望む。(日本民間放送連盟)
- ・著作権侵害のない適正な国際市場のルール構築のため、ACTAの早期締結を求める。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・提唱国である日本の早期批准を希望する。(一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)
- ・より実効性を高めるべく、新興国・途上国への働きかけを強め、加盟国を拡大するべく努力すべき。(日本の財産協会、東京商工会議所、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ACTAはユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険のある規制強化条項を含んでおり、署名・批准すべきではない。(個人)

【二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化】

- ・正規流通を促進するため、侵害発生国・地域の政府に対し、著作権侵害対策の強化などを積極的に働きかけるべき。(日本民間放送連盟)
- ・二国間・多国間協議の際には、産業界を含め広く意見聴取を行うことをお願いしたい。(社団法人電子情報技術産業協会)

【アクセスコントロール回避規制の強化】

- ・文化庁・経済産業省における検討を踏まえた著作権法・不正競争防止法の早期改正、及び施行を望む。(日本民間放送連盟、社団法人日本映像ソフト協会)

- ・アクセスコントロール回避規制の強化について、具体的な施策を急ぎ提示すべき。
(社団法人衛星放送協会)
- ・過剰な規制導入は国内産業全体への足かせとなる懸念がある。法改正に当たっては、経済産業省が取りまとめた検討結果「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）」の範囲を超える規制強化とならないことを望む。(社団法人情報サービス産業協会)
- ・著作権法における安易なアクセスコントロール回避規制には反対である。(一般社団法人インターネットユーザー協会、個人)
- ・著作権法・不正競争防止法の改正法案の検討に当たっては、研究開発への萎縮効果や正当な機器等の販売・サービス提供へのサイドエフェクトが生じることのないよう、規制範囲の明確化等に十分配慮願いたい。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・製品開発や研究開発の萎縮を招くことなく、アクセスコントロールの違法回避行為に対する抑止力の向上に資する不正競争防止法の法改正を早期に実現すべき。(東京商工会議所)
- ・アクセスコントロール回避機器に関し、コンテンツ保護を実現しつつ、著作権保護の名を借りたプラットフォーム保護等の弊害が生じないような規制の実現を図るべき (社団法人電子情報技術産業協会)
- ・文化庁・経済産業省における検討において規制対象とならなかった、技術的手段を回避する行為そのものについて、適時見直しを図って欲しい。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・予防効果を期待できる、刑事罰の導入を含む法改正を来年度中に実施すべき。(スカパーJSAT 株式会社)
- ・現在検討されている技術的手段回避装置等の範囲を拡大するいわゆる「のみ」要件の見直し、技術的手段の提供行為への刑事罰付与、技術的手段回避装置等に対する水際装置の導入などの規制について、早急に実施すべき。(一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)
- ・アクセスコントロールについては、罰則強化や規制強化をすべきではない。(個人)
- ・私的な領域でのコピーコントロール回避規制の撤廃を検討すべき。(個人)
- ・この規制によって国民は何が禁止されるのか、分かりやすく明らかにすべき。(個人)
- ・本来認められるべき正規のユーザーによる個人的な私的複製であっても違法になるような法改正には反対。(個人)
- ・技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないため、現在の規制では不十分。クラウド時代の新たな侵害形態を考えれば、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべき。(ビジネス ソフトウェアアライアンス)
- ・不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の不正な流通を適切に抑止するための規定を著作権法、不正競争防止法へ盛り込むことについて早急に検討をお願いしたい。
(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

【プロバイダによる侵害対策措置の促進】

- ・プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みなど、無許諾でアップロードされるコンテンツに対する抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)

- ・プロバイダ責任制限法について、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害の際に発信者情報開示のための手続要件を緩和するなど、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人日本レコード協会)
- ・権利侵害コンテンツ対策の実効性を担保するための制度検討においては、法改正よりも、権利者団体とプロバイダの自主的な取組を拡大していくべき。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・プロバイダやインターネット接続機器メーカーへ技術的侵害防止措置を義務付けることは、対策の実現性及び実効性が疑わしい、コスト配分が著しく不公平である、新たな法的問題を引き起こすおそれがある等の理由により反対する。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付けを行うべきではない。(個人)
- ・プロバイダに過剰な自肅削除を促すような、プロバイダの責任を今以上に過重する法改正はやめてもらいたい。(個人)

【インターネット上の侵害コンテンツ対策】

- ・政府が一体となって、実効性のある侵害対策を早急に具体化し、対策を強化することを要望する。(日本民間放送連盟、スカパーJSAT 株式会社、社団法人衛星放送協会、一般社団法人日本レコード協会)
- ・プライバシーや表現の自由を尊重することが、違法行為を見逃していい理由にはならない。(一般社団法人日本音楽出版社協会)
- ・通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利を尊重しつつ対策を進めるべき。(個人)
- ・諸外国での著作権法改正など海外で講じられている様々な対策に関する情報を収集・翻訳し、国内の権利者等へ提供するスキームの構築や、各国の権利者・事業者・政府機関等が一堂に会して協議を行う場の設置等の取組が必要である。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・現行の発信者情報開示手続きの改善により、より迅速かつ簡便な発信者の特定を可能とする法制の導入を求める。(一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)
- ・規制強化ではなく、情報モラル・リテラシー教育によって解決するべき。(個人)
- ・現行のプロバイダ責任制限法と削除要請を組み合わせた対策等、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべき。(個人)
- ・動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードに関する実態を把握した上で、違法なファイルをダウンロードする行為を効果的に阻止する施策を早急に検討・実施すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・アジア地域における日本のコンテンツの著作権侵害対策に有効なCJマーク事業への支援継続を要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・スマートフォンの普及に伴い、著作権を侵害するアプリケーションやコンテンツが散見されるようになった。著作権の保護と消費者保護の両側面から早期に秩序を形成するため、国際的な課題の共有と対策を講じる必要がある。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・スマートフォンやタブレットPCなどを主なターゲットとして開発されたプラット

フォームを搭載した携帯情報端末、多機能携帯電話等における、エミュレータを使用した不正行為に対し、有効施策を早期に検討願いたい。(一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)

- ・技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止について、通信法に明文で盛り込むべき。(個人)

【著作権侵害に関する普及啓発活動の強化】

- ・著作権侵害に関する普及啓発について、若年層へ重点を置きつつ、消費者への意識向上を計る施策を行う必要がある。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人日本レコード協会)
- ・学校教育の場などを通じ、広く国民に知的財産を尊重することの意味や大切さを十分に伝えるよう務めるべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・相談体制の充実やセミナーの実施など、普及啓発活動を強化する必要がある。(東京商工会議所)
- ・放送・通信業界と連携した知財啓蒙コンテンツの製作・配信など地道な活動により、国レベルで知的財産問題に取り組むべき。(社団法人衛星放送協会)
- ・我が国の実情に合ったいわゆる「スリーストライク」制度の確立に向け、早急に検討を進めるべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会、一般社団法人日本レコード協会)
- ・スリーストライク制度は著作権検閲であり、導入するべきではない。(個人)
- ・劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すべき。(東京商工会議所)
- ・現在、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が行っている違法コンテンツ対策への支援を強化すべき。(一般社団法人日本レコード協会)

(5) デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度を整備する。

【保護期間】

- ・諸国と比べ短い保護期間にとどめておくことは、国際的ハーモナイゼーションの観点から孤立を深める可能性があり、我が国の利益にならぬことは明らかである。(一般社団法人日本音楽出版社協会)
- ・著作権保護期間を著作者の死後70年までに延長するべき。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・レコードの保護期間を延長すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・著作権・著作者隣接権の保護期間延長は検討すべきでない。(個人)

【私的録音録画補償金制度】

- ・私的録音録画補償金制度が、クリエーターへの適切な対価の還元を実現する実効性のある手段として機能し続けるよう、必要な措置を講ずるべき。(日本民間放送連盟)
- ・製造事業者の利益を損なわない範囲で、著作権者に権利制限の対価を補償することは極めて合理的である。適正な補償金制度は著作権ビジネスの振興に資することは間違いない。(一般社団法人日本音楽出版社協会)
- ・司法と平行して補償制度導入を検討するのであれば、権利保護と利用のバランスを確保するため、権利保護に傾斜した現行の著作権法を改善すべき。(社団法人電子

情報技術産業協会)

- ・現在の私的録音録画補償金制度は、対象機器により私的録画を行うユーザーが補償金を支払う術が無いまま放置されるという異常な状態にある。抜本的な制度の見直しが必要。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・私的録音録画補償金制度を録音録画実態に合わせた制度に変更するか、権利者への新たな代償制度の導入を検討すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・私的録音録画補償金の対象範囲について、絶対に拡大すべきではない。(個人)
- ・無料の地上放送において、コピー・ワンス・ダビング10のような厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録音録画補償金は廃止すべき。(個人)
- ・B-CASシステムが独占禁止法に違反しないか検討し、違反している場合には速やかに排除すべき。(個人)

【権利制限】

- ・現行著作権法の個別権利制限規定は、諸外国と比べ広範な権利制限となっており、その正当性について再吟味する必要がある。(社団法人日本映像ソフト協会)
- ・違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法30条の範囲から除外すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・著作権法47条の3における複製可能な複製者は、「複製物使用する権原を取得した者」に限定するべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- リバースエンジニアリングにおける著作権権利制限の拡大は慎重であるべき。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・著作権の保護と利用の利益衡量を十分に行った上で定められた個別権利制限規定は、いかなる権利制限の一般規定にも優先されるべきである。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・一定の類型について、権利制限の一般規定の導入が提言されたことを歓迎する。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・対象として想定されている行為が極めて限定的であり、一般規定としての役割を果たせるか疑問。実効性のある規定の整備・導入をお願いしたい。(社団法人情報サービス産業協会、個人)
- ・アメリカ等と比べて遜色のない範囲で一般規定を盛り込むべき。(個人)
- ・適用範囲が明確な条文とするべく、C類型の適用範囲に関する明確な条項の策定が必要。(日本マイクロソフト株式会社、ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・権利者の利益を不当に害しないよう配慮しつつ、権利制限の一般規定の射程の拡大を更に検討してもらいたい。(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、社団法人電子情報技術産業協会)
- ・過度に限定的な規定とならないよう、ある程度の柔軟性を持たせた制度設計をお願いしたい。(日本的財産協会)
- ・一般規定を導入すると、居直り侵害者の増加等、著作権者に不当に不利益を与える可能性がある。立法化された規定の運用実態の把握に努め、適時見直しをすべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)
- ・一般規定の更なる拡大等を安易に行うべきではない。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)

- ・一般規定は、個別の契約において明確に禁止・許諾されている利用行為等については及ぼないことを明確にすべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- ・権利制限の一般規定について、予測可能性を担保する観点から、規定が適用される類型行為の例示等をまとめた具体的な事例集の作成・公表について検討してもらいたい。(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、社団法人情報サービス産業協会)
- ・ガイドラインの策定を求める意見もあるが、一般規定の性格に鑑みれば、まずは判例の集積を待つべき。(社団法人電子情報技術産業協会)

【間接侵害】

- ・「間接侵害」に関する検討にあたっては、事業者の既存事業や新規事業への取組を不当に排除しないよう十分な配慮が必要である。(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)
- ・リンク集等の設置・運営など、著作権侵害の蔓延を助長する行為が間接侵害に含まれるよう定義すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供行為を差止請求権の対象となることとし、権利者から削除要請のあったISPは応じる義務があることを明確化する必要がある。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・リンク集等の設置・運営などの違法性を問うと、無制限に責任範囲が拡大するおそれがあり、危険な規定である。直接原因となっているリンク先の違法性を問うべきである。(個人)
- ・いわゆる「カラオケ法理」の適用を排除し、コンテンツの利用と権利保護のバランス確保の観点から、新たな立法による「間接侵害」に係る予測可能性(法的安定性)が確保されることを望む。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・差止請求の対象となる間接的行為者を類型化するにあたっては、これまでの裁判例が形成してきた著作権保護水準を後退させるようなことがあってはならない。(一般社団法人日本音楽著作権協会)
- ・著作権法の間接侵害の明確化は、ネット事業・利用者の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされるべきである。(個人)
- ・インターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大や損害の立証の困難さに鑑み、侵害行為の実態に見合った損害賠償制度について、総合的な観点からの検討を希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- ・一定条件の下に損害額を算定するみなし損害規定の導入について検討する必要がある。(一般社団法人小コンピュータエンターテインメント協会)
- ・被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくとも一定の法定額を損害賠償額として請求することができる、法定損害賠償制度を創設すべき。(一般社団法人日本レコード協会)
- ・現状の著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害している。より高度なコンテンツ活用を行うには、著作権を許諾権ではなく報酬請求権としての扱いへシフトさせていくべきである。(一般社団法人インターネットユーザー協会)
- ・特許権において、登録によらない対抗制度の導入に向けた検討が進められているが、著作権においても同様の制度の導入に向けた検討の再開を望む。(社団法人電子情報技術産業協会)
- ・著作権法上の「送信可能化」「自動公衆送信装置」の概念の明確化について検討す

- べき。（社団法人電子情報技術産業協会）
- ・戦時加算対象各国との二国間交渉により、戦時加算義務の解消について合意を得るべき。（一般社団法人日本音楽著作権協会）
- ・ダウンロード違法化を規定する著作権法第30条第1項第3号は、ネット利用における個人の安心・安全をないがしろにするものであり、即刻削除すべきである。（個人）
- ・著作権法第30条第1項第3号の行為には民事責任だけでなく、刑事罰も科すべきである。（一般社団法人日本レコード協会）
- ・著作権の非親告罪化は過剰萎縮につながるため、絶対にすべきではない。（個人）

4. その他

- ・今後の経済政策の観点から、現在の「プライツ」ではなく、権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の観点から、コンテンツ産業戦略の具体策を策定すべきである。（一般社団法人インターネットユーザー協会）
- ・東京都の青少年健全育成条例改正など、表現の自由を脅かす不当な表現規制弾圧について、速やかに排除・緩和するための検討を始めるべき。（個人）
- ・TPPやEPA交渉に絡み、著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、ISPの間接侵害責任、法定賠償制度などを導入すべきとの圧力がかけられるおそれがあるが、毅然としてはねのけるべきである。（個人）

IV. 戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

（1）支援施策を充実する。

- ・ベンチャー・中小企業のマーケティング活動を支援するため、革新的な日本固有の高い技術力を魅力的に世界のマーケットへ伝える広報活動費を助成する制度を設けるべき。（匿名希望の法人・団体）
- ・自前の特許権等に基づく試作品の作成を、他の中小企業等へ外注した際の外注費用の半額を補助する制度を早急に導入すべき。（日本弁理士会）
- ・技術開発から製品販売までの商品流通パッケージ支援を、現在の補助制度と連携しつつ民間企業の力をを利用して行いやすくするための制度構築をすべき。（日本弁理士会）
- ・ベンチャーが持つ技術の実用化を積極的に支援する体制の強化が必要。（日本製薬工業協会 知的財産委員会）
- ・中小企業に対する手続費用面の支援は、出願・審査段階のみならず、審判や裁判についても支援をお願いしたい。（有限会社バリアフリー）
- ・中規模企業に対してもきめ細かい支援をお願いしたい。（日本的財産協会）
- ・米国のスマールエンティティ制度のように、中小企業の料金一律半減、弁理士費用の軽減をセットにした、簡素な申請書による使いやすい制度を早期に実現するべき。（東京商工会議所）
- ・中小企業の優れた知的財産を、資産価値として数値化・指標化する仕組みにより、融資等に活用できるシステムを構築するべき。（東京商工会議所）

- ・試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成等の支援制度について、中堅・中小企業が創造した知的財産をベースとしている場合は支援措置に知財関連費用相応分を上乗せする制度（知財上乗せ制度）を創設するべき。（東京商工会議所）
- ・日本の知財集約製品等の国際展開と輸出強化支援をおこなうとともに、各国の標準規格の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設するべき（東京商工会議所）
- ・海外に進出する中小企業向けに、進出国における安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設するべき。（東京商工会議所）
- ・知財保護が緊要な新興国において、簡素な手続きで中小企業の外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような助成制度の拡充を図るべき。（東京商工会議所）
- ・日本の中⼩企業育成のためには、中小企業の持つ膨大な著作権の実態を把握し、活用方法の指導を行うことが必要。（個人）

（2）相談窓口・支援体制を整備する。

- ・地域における工芸品や特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどを、新結合による付加価値の高い商品・サービス創出を強化するべき。（東京商工会議所）
- ・日本の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進するべき。（東京商工会議所）
- ・中小企業が相談しやすく、実行力のある権利取得を可能にする弁理士等の外部専門家を手軽に活用する制度を構築し、あわせてそのリストを作成・公表するべき。（東京商工会議所）
- ・弁理士等の外部専門家が、知的財産を活用した中小企業の事業拡大に積極的に取り組むようなインセンティブを創設するべき。（東京商工会議所）
- ・特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに活用できるような総合的なデータベースを構築するべき。（東京商工会議所）
- ・海外における知的財産権訴訟費用に係る政府保証付保険制度を創設するべき。（東京商工会議所）
- ・侵害発生国・地域への監視及び中小企業からの相談体制の拡充や、外国侵害調査費用等への助成制度の拡充を図るべき。（東京商工会議所）
- ・中小企業の優良知財ネット見本市を開設するとともに、海外との取引がスムーズに行えるよう「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約等交渉の窓口はこのコンシェルジュが全て代行できる制度を創設するべき。（東京商工会議所）
- ・事業競争力を強化するための知的財産戦略を含めた事業戦略上の問題点を正確に把握し、解決するための提言を行える事業GP（General Practitioner）を地域レベルで配置し、ワンストップ相談窓口機能の強化を図るべき。（知的財産人材育成推進協議会）
- ・事業GPの研修制度や能力の認証制度など、事業GPを支援する制度・体制の整備を進めるべき。（知的財産人材育成推進協議会）

（3）普及活動を強化する。

- ・技術の意図せざる国外流出を未然に防止するために、企業や大学・研究機関に対し

て普及啓発・支援活動を展開することに賛同する。(社団法人電子情報技術産業協会)

- ・意匠権に関する相談体制の充実やセミナーの開催など普及啓発活動を強化すべき。(東京商工会議所)
- ・営業秘密管理指針(改訂版)や知財権に関するガイドライン等について、実態に合わせて継続的に見直しを行うとともに、普及啓発を強化すべき。(東京商工会議所)
- ・1社1品、自社デザイン、自社ブランドなどの自社知財所有運動を推進するべき。(東京商工会議所)
- ・中小企業が自ら潜在的な知的財産を認識するには、普及啓発だけでは難しい。知的財産の発見手法と基本的な戦略認識の取得を行うための助成が十分になされる必要がある。(個人)
- ・「知を使う知」の知識を整理して公開し、国民が学ぶ環境を整備すべき。(個人)
- ・小中学生に対する知的財産教育は必要な教育であり、事業仕分けの結果を受けて、今後どのような形で実施していくのか検討をお願いしたい。(日本の財産協会)

(4) ユーザー参加型の実証実験を推進する。

- ・該当なし

(5) AI(アグリインフォマティクス)システムを開発する。

- ・該当なし

(6) その他

- ・個人の有する知恵を国レベルで集結し、活用することにより、海外展開における知財戦略を含む事業戦略の策定の支援に資する方策を検討すべき。(知的財産人材育成推進協議会)

2. 産学共創力を世界最高水準に引き上げる。

※目標指標

- ・外国への知的財産権の移転を前提とする外国資金導入に関する目標数値は再考すべき。(財団法人バイオインダストリー協会、個人)

(1) 産学官が共創する場を構築する。

- ・共同研究における成果の実施条件や運用について、日本の産業界の利益を念頭に置いた柔軟な判断がなされるような方針が出されることを希望する。(社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会)
- ・共同研究コンソーシアムや発明の実用化を支援する仕組みの整備を行って欲しい。(日本の財産協会)
- ・産業のニーズに則した研究課題を把握し、その課題を解決する技術を創出するような共同研究体制を構築する必要がある。(個人)

(2) 大学の産学連携力を向上させる。

- ・産業のニーズに則した研究課題と産学連携制度を大学が取り入れることが必要。(財団法人バイオインダストリー協会)

- ・大学にとっての特許の意義、戦略を再検討し、真意有効な発明焦点を当てて出願するよう指導願いたい。(日本の財産協会)
- ・産学連携の成功事例を集め、企業・大学の両者に対して紹介する活動を継続して欲しい。(日本の財産協会)
- ・大学における知的財産マネジメント人材の育成・質的強化を図り、その達成度を「知的財産管理技能検定」などの客観的な基準で確認する仕組みを検討するべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・大学が自立して産学連携活動を実施できるよう、知的財産に精通する弁護士を活用できるよう支援を行うべき。(知的財産人材育成推進協議会)

（3）産学連携を促進する環境を整備する。

- ・大学が開発した新技術を知的財産として活用し、外貨を得る戦略を真剣に検討すべき（徳島大学医学部）
- ・大学や公的研究機関の研究成果を産業へ結び付けるためには、大学ごとの産学連携本部やTLOに任せることではなく、グローバルな経営感覚や知財戦略を有する産業界のプロをオールジャパン体制で活用することが必要。また、OJT等による長期的な人材育成をしていくことも重要。(知的財産戦略ネットワーク株式会社)
- ・各大学から特許出願の明細書の作成を受託し、案件毎に必要十分な内容の明細書を供給するような、大学横断的に活動する知財部としての「大学出願支援機構」を創設する必要がある。(個人)
- ・知財立国の実現に直接責任を持つ国が、大学の知的財産活動の主要な部分に関与して責任を負担することが必要。(個人)
- ・大学や公的研究機関が、知財ファンド「LSIP」を積極的に活用しやすい制度設計と環境の整備が必要。(知的財産戦略ネットワーク)
- ・大学が持つ技術の実用化、産学コンソーシアムの成果の活用を積極的に支援する体制の強化が必要。(日本製薬工業協会 知的財産委員会)
- ・大学での知財戦略を推進する人材の育成、産業界からの人材供給、リスクマネーの供給など、総合的な支援体制の構築が急務である。(日本製薬工業協会 知的財産委員会)
- ・日本版バイ・ドール法は、運用上の企業負担があまりに重い。政府プロジェクト関連の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、実効性を高めてもらいたい。(日本の財産協会)
- ・中小企業が産学官連携や地域クラスターへ参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に支援するべき。(東京商工会議所)
- ・研究成果の公開や外国企業との連携は、我が国産業の機会損失を招かないように配慮すべき。(個人)
- ・大学等には、研究成果の産業化の可能性を追求する発明化組織を設置すべき。

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

（1）オープン・イノベーションへの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

- ・「属性新規かつ用途新規」または使用方法に特徴のある医療機器を、「物の発明」として保護するべき。(旭化成株式会社)

- ・米国と同様に、医療関連行為を特許対象とするべき。（日本製薬工業協会 知的財産委員会）
- ・職務発明制度のイノベーションへの意義を再検証し、法人帰属等を含めた抜本的見直しにより、訴訟リスクを軽減するべき。（日本製薬工業協会 知的財産委員会）
- ・機能性食品等新たな産業区分の商品に関し、従来の食品の概念に拘束されない観点から知的財産権の保護を与えるべき（財団法人バイオインダストリー協会、個人）
- ・意匠法による汎用PC画面上のアイコンの保護について、早急な検討が必要。（日本マイクロソフト株式会社）
- ・動きのある画面デザインの保護や意匠の保護範囲の明確化について検討して欲しい。（日本的財産協会）
- ・トレードドレスについても、新しい商標として保護する制度の導入が必要。（日本マイクロソフト株式会社）
- ・環境技術移転の促進のため、日本初の提案スキームを実現し、世界に働きかけていくためには、政府の支援が不可欠である。（日本的財産協会）
- ・企業が抱えるリスクが軽減されていない職務発明制度の抜本的見直しを望む。（日本的財産協会）
- ・営業秘密の実効的な保護のため、特に重要な技術の海外への流出防止等の観点から、一日も早い刑事手続きにおける営業秘密保護策の法制化を強く要望する。（日本的財産協会）
- ・営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続きについては、裁判において営業秘密が公にならないよう秘匿措置や期日外尋問を盛り込んだ法改正を早期に実現するべき。（東京商工会議所）
- ・特許や商標における審査着手の見通し時期については、目安ではなく、遵守できる具体的な時期を出願人に明示するべき。（東京商工会議所）
- ・中小企業向けに当面、電子出願及び書面出願の両方の提出方法を継続するべき。（東京商工会議所）
- ・特許法第17条の2第4項（シフト補正禁止）は廃止又は改正すべき。（個人）
- ・分割出願について、審査請求料の大幅削減、及び特許請求の範囲・要約書のみの出願形式を導入すべき。（個人）
- ・「知を使う知」を届出等により一定期間保護する制度の新設について検討してもらいたい。また、「知を使う知」を発案した者が持つ相当な対価を受ける権利を明確にし、インセンティブを付けるような制度が必要。（個人）
- ・質の高い情報が適時・簡便・公平に得られる最先端のイノベーション環境を構築するため、データベースの構築に国が率先して取り組むべき。（個人）
- ・ノウハウについて、非公開で先願権を与えることにより、同一内容の発明の特許化を阻止できるようにする制度の導入を望む。（個人）

（2）権利の安定性を向上させる。

- ・東京地裁・大阪地裁や知財高裁への管轄の集中について、具体的な見直しを実行すべき。（知的財産人材育成推進協議会）
- ・知財司法アクセス障害・知財保護の地域間格差を改善するため、特許権等に関する訴えの所管を東京・大阪以外の各高裁の本庁所在地の地方裁判所にも認めるべき。（弁護士知財ネット、日本弁理士会東海支部 知財政策検討委員会）
- ・請求の障壁が高い無効審判制度を補間するため、より簡便な公衆審査による異議申

立制度や再審査請求制度を導入すべき。(日本弁理士会東海支部 知財政策検討委員会)

- ・より充実した審査制度を確立するため、特許権付与前公衆審査制度を導入すべき。(日本弁理士会)
 - ・特許公報を、特許法 30 条の刊行物として取り扱うよう、特許法の改正をすべき。(日本弁理士会)
 - ・特許権の権利範囲の判断において、均等論を適用しやすくすべき。(日本弁理士会)
- 特許庁事務所の職員からの電話対応や面接審査での発言の機会について、特許庁審査官・審判官の柔軟な対応を期待する。(特許業務法オンドラ国際特許事務所)
- ・判定制度(特許法第 71 条)等を活用し、中小企業の知的財産を侵害する等が認められた場合は、侵害社名を公表するなどの対応を行うべき。(東京商工会議所)

(3) 特許審査の運用を改善する。

- ・日本の特許審査期間は欧米に比べ著しく短い。より時間をかけた丁寧な審査により、質の高い審査体制を構築することを早急に検討・実施すべき。(日本弁理士会)

(4) その他

- ・イノベーション立国を目指すのであれば、国内を、世界中から研究者が集まるような科学技術環境とすべき。(日本製薬工業協会 知的財産委員会)

4. 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

(1) 特許審査のワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。

- ・特許審査ハイウェー(PPH)等の安いコストで質のいい特許を世界各国・地域で取得する取組を強力に推し進めてもらいたい。(日本的財産協会)
- ・PPHの運用面での利便性の向上について、ユーザー視点で、早期に運用改善を図ってもらいたい。(日本的財産協会)

(2) 特許制度の国際調和を推進する。

- ・アジア全体を視野に入れた知的財産制度の整備をすべき。(日本製薬工業協会 知的財産委員会)
- ・強いリーダーシップによる特許制度の国際的調和及び審査の協力等を強化していくことが必要。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・アジア圏での広域特許制度の創設、出願手続の簡素化、特許性判断均一性確保をお願いしたい。(三菱化学株式会社)
- ・一つの特許出願により世界若しくは広域横断的な特許が取得でき、一つの訴訟制度で所望のことが実現できるような統一知的財産制度の実現に向けた取組を推進すべき。(日本的財産協会)
- ・新興国・発展途上国情報をタイムリーに入手・分析し、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけられるような仕組みの構築を望む。(日本的財産協会)
- ・三極特許庁での統一出願フォーマット・統一引例フォーマットの採用を早期実現して欲しい。(日本的財産協会)
- ・諸外国の知的財産関連の法律や制度を TPP や EPA/FTA などの交渉の際に修正させ、日本企業が当該国で事業を行いやすい環境づくりに努力して欲しい。(日本的財産

協会)

- ・実質的に低コストかつグローバルな権利取得支援のため、日本が中心となって国際特許システムを構築すべき。(東京商工会議所)
- ・海外の人材育成機関との間での情報・意見交換を通じて連携を深め、共通の課題に対する共通の課題解決アプローチを探ることの可能性について検討すべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の活動は、官民一体となった活動として実績を上げており、政府による支援体制の維持・強化を望む。(日本的財産協会)
- ・諸外国での裁判を闘うため、裁判の予見可能性を高めるための基礎となる関連判例の研究のための仕組みを検討すべき。(日本的財産協会)

(3) 使用言語の違いに起因する負担を軽減する。

- ・該当なし

(4) 植物新品種保護制度の共通基盤を整備する。

- ・該当なし

(5) 途上国の知的財産環境を整備する。

- ・日米政府が協力して、新興諸国の知財制度の形成を行っていくべき。(日本マイクロソフト株式会社)
- ・発展途上国・新興国において、知的財産権に焦点をあてた統一管轄や知的財産裁判所の実現など、裁判制度の近代化をリードしてもらいたい。(日本的財産協会)
- ・アジア諸国等における知財の人材育成に協力し、知財マインドの向上を図るべき。(知的財産人材育成推進協議会)
- ・アジア留学生向けの知財教育プログラムの開発を支援する必要がある。(知的財産人材育成推進協議会)

(6) 模倣品・海賊版対策を推進する。

- ・各国で知的財産を正当に権利活用できるようポリスアクションの適正化を促して欲しい。(三菱化学株式会社)
- ・日本で行われている、関係省庁及びISP、権利者の相互協力・相互強調による侵害品排除体制(いわゆる「日本方式」)を世界スタンダードにするべく、提唱・普及啓発して、商標権侵害物品を迅速に削除できる体制・制度を構築するべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・商標権侵害物品販売の代金振込に利用されている銀行口座の凍結だけでなく、口座開設者に関する情報の権利者への開示や消費者へ還元できない凍結口座の残高の権利者への分配についても銀行へ要請できるとよい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・商標法等により、個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは輸入の規制を検討して欲しい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・個人使用を装った業としての輸入を規制するため、個人使用に該当しない場合の推定規定等を設けるべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・真正品ではないものの、個人使用と認められ輸入が許可された際に税関が提出させる、当該品譲渡しない旨の誓約書について、誓約書に反した場合には刑事罰の適用

があり得ることを輸入者に周知してもらいたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

- ・検索エンジン表示結果から、商標権侵害物品販売サイトを排除すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・国内外からのオークション出品者の身元確認を強化するよう、ISPへ働きかけてもらいたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・税関での商標権侵害物品の認定手続において、手続開始の際には輸入者の電話番号も含めた輸入者情報を開示すべき。また、画像による鑑定や写真電送など、手続の簡便化につながる弾力的な運用を図るべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・ある税関において商標権侵害との認定がなされた場合、当該製品の輸入差止めを通達等で全税関に指示を出してもらえるとよい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・警察と税関との連携を強化し、反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者の摘発を強化すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・インターネット上で特定商取引法に抵触する行為の消費者庁による監視の強化、ISPに対する発信情報の停止処置依頼の引き上げ、ISPとの連携強化について検討すべき。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)
- ・民事訴訟における損害賠償において、権利者側に主張立証責任のある商標権侵害行為の特定について、包括的な特定で足りるとする、又は、立証責任を事実上転換する等の運用を検討してもらいたい。(一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン)

(7) その他

- ・日本国特許庁が知的財産保護のハブの地位を取得するためには、審査の質だけでなく、特許出願の数量の向上が不可欠であり、日本で生まれた発明を日本特許庁へ第一国出願する「日本ファースト」の特許制度を目指すべき。また、外国の特許出願に基づいて日本国特許庁へ出願することを促進すべき。(日本弁理士会)
- ・特許庁が審査官庁としての機能中心に縛られることは産業の競争力強化の観点から問題であり、国内外の知財政策をリードする政策官庁としての強化が望まれる。(日本的財産協会)
- ・IP5において日本がリーダーシップを発揮すべきだが、原則1年間が任期の特許庁長官では中長期の知財戦略を遂行することはできない。長期的施策を支えられるよう、長官の任期について見直す必要がある。(日本知的財産協会)